

斷種,落胎 訴訟의 經過 및 意義

断種・墮胎訴訟の經過と意義

2017. 6. 22.

한센인권변호단 **ハンセン人權弁護団**

徐重熙 辯護士 **ソ・ジュンヒ 弁護士**

目次

- 訴提起 理由
- 進行經過
- 判決現況
- 事實認定
- 賠償責任
- 消滅時效
- 慰藉料
- 訴訟의 意義

斷種臺

李東

그 옛날 나의 사춘기 시절 꿈꾸던
사랑의 꿈은 깨어지고
여기 나의 25세 젊음을
파멸해가는 수술대 위에서
내 청춘을 통곡해가며 누워있노라

장래 손자를 보겠다던 어머니 모습
내 수술대 위에서 가물거린다
정관을 차단하는 차가운 메스가
내 국부에 닿을 때

모래알처럼 번성하라던
신의 섭리를 역행하는 메스를 보고
지하의 히포크라테스는
오늘도 통곡한다

その昔 思春期に夢見た
愛の夢は 破れたり
今、この二十五の若さを
破滅させゆく手術台の上で
わが青春を慟哭しつゝ横たわる

将来 孫が見たいといった母の姿.....
手術台の上にちらつく
精管を絶つ冷たいメスが
わが局部に触れるとき.....

砂粒のごと地に満ちてよとの
神の摂理に逆行するメスを見て
地下のヒポクラテスは
きょうも慟哭する

訴提起 理由

- **断種・墮胎**はハンセン人らに対する強制隔離、暴行、監禁、強制労役等、数多くの人権侵害事件の中でも「**反人倫的人権主題**」-「我が子に会いたいという天倫」を否認されるということ。「砂粒のように地に満ちよ」という神の摂理の対象から排除されるということ。
- ハンセン人に対する**差別と偏見の象徴性**
- 単純な「生活支援」ではない「**一括賠償**」法案を求める。
- **立証の問題を考慮**

進行経過

順番	原告	事件番号	進行経過	備考
1次	カン・ソング 外202	ソウル中央 2011カ合108342	2011. 10. 17. 提訴 ~ 2015. 2. 12. 宣告	最初の訴訟提起
		ソウル高等 2015ナ2017218	2015. 3. 25. 控訴 ~ 2016. 10. 4. 宣告	
		大法院 2016タ267920	2016. 10. 20. 上告 ~ 2017. 3. 30. 宣告	破棄差し戻し
2次	カン・ソンボン 外 173	ソウル中央 2012カ合501276	2012. 1. 16. 提訴 ~ 2015. 5. 20. 宣告	
		ソウル高等 2015ナ2029815	2015. 6. 19. 控訴 ~ 2016. 11. 29. 宣告	
		大法院2017タ202654	2016. 12. 20. 上告 ~ 2017. 6. 15. 宣告	破棄差し戻し
3次	カン・ヨンジュ 外 18	スンチョン支院 2013カ合10285	2013. 3. 18. 提訴 ~ 2014 .4. 29. 宣告	最初の判決宣告
		カンジュ高等 201ナ11542	2014. 5. 13. 控訴 ~ 2014. 10. 22. 宣告	
		大法院 2014タ23053	2014. 11. 11. 被告上告 ~ 2017. 2. 15. 宣告	上告棄却。原審確定
4次	オム・スジン 外 138	ソウル中央 2013カ合521666	2013. 5. 21. 提訴 ~ 2015. 7. 16. 宣告	
		ソウル高等 2015ナ2040959	2015. 7. 31. 控訴 ~ 2016. 9. 23. 宣告	ソロクト特別法廷
		大法院2016タ260646	2016. 10. 11. 上告 ~ 2017. 5. 11. 宣告	破棄差し戻し
5次	キム・ボクトク 外 4	ソウル中央 2015カ合503228	2015. 1. 13. 提訴 ~ 2015. 10. 2. 宣告	
		ソウル高等 2015ナ2060823	2015. 10. 22. 被告控訴 ~ 2016. 11. 29. 宣告	
		大法院2017タ202166	2016. 12. 20. 上告 ~ 2017. 5. 31. 宣告	破棄差し戻し
6次	コ・フナム 外 4	ソウル中央2015カ単5359955	2015. 11. 13. 提訴	1審係属中(推定)

判決現況

回数	区分	1審判決現況			2審判決現況			3審判決現況			備考
		断種	墮胎	小計	断種	墮胎	小計	断種	墮胎	小計	
1次	認容	171	12	183	184	16	200	184	16	200	破棄差し戻し
	棄却	16	4	20	3	0	3	0	0	0	
	小計	187	16	203	187	16	203	184	16	200	
2次	認容	44	91	135	50	124	174	50	124	174	破棄差し戻し
	棄却	6	33	39	0	0	0	0	0	0	
	小計	50	124	174	50	124	174	50	124	174	
3次	認容	9	10	19	9	10	19	9	10	19	上告棄却 原審確定
	棄却	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	小計	9	10	19	9	10	19	9	10	19	
4次	認容	22	117	139	22	117	139	22	117	139	破棄差し戻し
	棄却	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	小計	22	117	139	22	117	139	22	117	139	
5次	認容	0	5	5	0	5	5	0	5	5	破棄差し戻し
	棄却	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	小計	0	5	5	0	5	5	0	5	5	
合計	認容	224	235	269	265	272	537	265	272	537	6次 除外
	棄却	44	37	81	3	0	3	0	0	0	
	小計	268	272	540	268	272	540	265	272	537	
6次 (2名)	認容										1審 推定
	棄却										
	小計										

事實認定

- 原審は、原告等全員ハンセン病を患った経験がある人で、
- **被告がハンセン病患者の隔離と治療のために運営、統制してきた国立小鹿島病院、釜山 龍湖病院(サンエ園)、国立益山病院(ソセン園)、国立漆谷病院(エセン園)、安東ソングァ園、麗水エヤン園、蜜陽シンセン園等に入院した後、**
- 1947年頃から1986年頃まで
- 国立小鹿島病院等で**所属医者や看護師または医療補助員等**から、精管切除または妊娠中絶の手術を受けた事実を認めた。
- 関連法理の記録に照らし合わせてみると、～事実誤認の過ちはない(大法院2017.3.30.判決)。

賠償責任

- 被告所属の医師等がハンセン人である原告等に対して施行した精管切除手術と妊娠中絶手術等は法律上の根拠がないかもしくはその適法要件を満たしていないという点、
- この事件の手術が行われた時点で医学的に明らかになったハンセン病の遺伝危険性と伝染危険性、治療可能性等を考慮する際、ハンセン病予防という保健政策の目的を考慮してもその手段の適正性や被害の最小性等を認める事は難しいという点、
- たとえ原告等が上記のような手術に同意乃至承諾したとしても、原告等はハンセン病が遺伝するかどうか、子どもに感染する可能性はどの程度なのか、治療は可能なのか等に関して十分に説明を受けていない状態でハンセン人に対する社会的偏見と差別、劣悪な社会・教育・経済的与件等の原因で仕方なく同意乃至承諾したものと見られ、彼等の自由で真情な意志によるものとは言い難い点、等を総合的に見ると、
- 被告はその所属医師等が行った上記のような行為により原告等が受けた損害に対し**国家賠償責任を負担することが正しい**(大法院2017.2.15.判決)。

消滅時効

- 原審は、ハンセン人被害事件法による被害者決定を受けた原告等には**その決定時まで客観的に権利を行使できない障害事由**があったと判断した後、
- 原告等は被告の立法的措置として被害補償等を期待したが、**被告が何の積極的措置を取らなかったため**、被告を相手に個別的に損害賠償請求訴訟を提起するに至ったという特殊な事情があるので、
- ハンセン人被害事件**被害者決定日より3年が経過する前**にこの事件訴を提起した原告等は、
- 被告の**消滅時効抗弁を排除するに値する相当な期間内に権利を行使したもの**として見ることは妥当であると判断した。
- 原審の上記のような判断は正当であり、消滅時効完成に関する法理を誤解する等の過ちはない(大法院2017. 2.15. 判決)。

慰籍料

- 慰籍料の金額の算定で**その時代と一般の法鑑定に符合しなければならないという限界**がある。
- **妊娠した女性**に行われた妊娠中絶手術は身体に加えられる**暴力性と侵害の程度が重く**、形成中の命である**胎児の生命権を侵害**する行為でその**非難可能性が非常に大きい**だけでなく、経験則上**強制的に母性を喪失させられた女性の精神的苦痛**は一般的な他の類型の不法行為が原因で受ける精神的苦痛より**深刻**である。
- 被害発生時から**長い時間**が経過し、ハンセン人被害事件法もその被害の**一律的な回復**を志向しているが、**被害者の数も多く**、**全国的に分布**している等の特殊な事情があるため、それに対する慰謝料を定める際には**被害者等相互間の衡平**を考慮することも重要である。
- 大法院の2017.2.15.判決で、被告の上告が棄却されたことで原審判決が確定されたため、この事件で慰籍料の金額を変えられる特別な事情を見出すことは難しい。

ハンセン訴訟の意義

- ハンセン人、ハンセン病に対する**無知と偏見を解消**し、「人間の尊厳性と価値」を持った**社会共同体の一員**であることを確認
- ハンセン人に対する断種、墮胎という、**被害事実の確認及び真相究明**、国家が自行した人権侵害に対するその**反省と責任**を問い、再発防止のため**加害事実に対する歴史的、司法的確認手続き**
- 個別訴訟を通して最小限の**名誉回復と補償措置**実現及びこれからのハンセン人被害者法改正等のハンセン人の生活改善と安定を目指した持続的活動の一環
- 韓日弁護士間の国境を越えた「人権」という普遍的概念を媒介とした同志的**連帯の成果**
- 「人権」の側面からハンセン日本補償、韓国断種墮胎訴訟は日本軍「**慰安婦**」問題等、**韓日過去史問題の解法**の可能性を提示